学校いじめ防止基本方針

豊 中 市 立 庄 内 南 小 学 校

令和５年（2023 年）５月１日改訂

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方

１　基本理念

子どもは、生まれながらにして一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重される存在である。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切であり、そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として、教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、子どもを、一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、子どもの人格のすこやかな発達を支援するという指導を徹底することが重要となる。

本校では、「人間尊重の精神を基盤に一人ひとりの願いを生かし、心豊かで生きる力を身に付けた子どもの育成に努める」を目標に、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

- ➢冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ➢仲間はずれ，集団による無視をされる
- ➢軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ➢ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ➢金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ➢ＩＣＴ機器により，誹謗中傷を受けたり嫌なことをされる 等

３　いじめ防止のための組織

⑴ 児童サポート委員会（仮称）月１回行う。（いじめ、不登校委員会を兼ねる）

生活指導全般の問題を検討する委員会

⑵ 構成員

校長、教頭、首席、児童生徒支援Co（生活導担当者）、各学年１名、支援坦１名、養護教諭、ＳＳＷ、（専科）など

⑶ 役割

① いじめの未然防止と対応

② 教職員の資質向上のための校内研修

③ 学校いじめ防止基本方針の見直し

【校内体制】

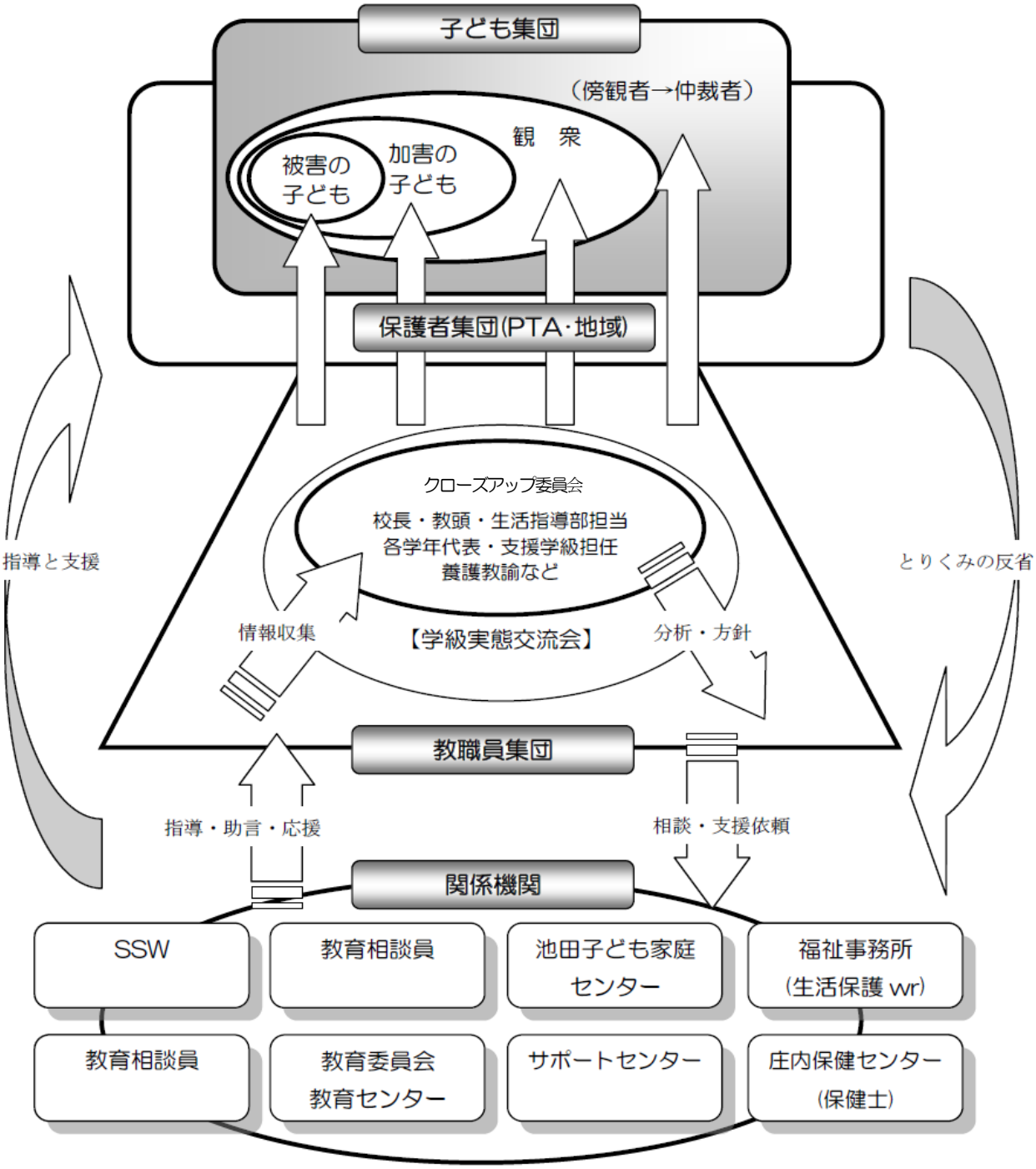
子ども集団
（傍観者→仲裁者）
観　衆
被害の子ども
加害の子ども
保護者集団(PTA･地域)
クローズアップ委員会
校長・教頭・生活指導部担当
各学年代表・支援学級担任
養護教諭など
【学級実態交流会】
情報収集
分析・方針
指導と支援
とりくみの反省
教職員集団
指導・助言・応援
相談・支援依頼
関係機関
SSW
教育相談員
池田子ども家庭センター
福祉事務所（生活保護 wr）
教育相談員
教育委員会教育センター
サポートセンター
庄内保健センター（保健士）

4　年間計画

庄内南小学校　いじめ防止のための取り組み　年間計画				
	低学年	中学年	高学年	教職員
４月	●個人カードでの状況把握　●1 年生家庭訪問 ◆1 学期の目標づくり(オリエンテーション・学級開き) ◆「生活のきまり」の徹底 ◆1 年生を迎える会			「庄南小いじめ防止基本方針」の確認 第１回クローズアップ委員会 （年間計画策定）
	◆人権「友だちと仲良くなろう」	◆人権「今日のスーパースター」の発表	◆人権「ほめことばのシャワー」	教職員研修「のびのびタイム」(学級開き・授業開きなど)
５月	●◆運動会 ●土曜参観 ◆宿題定着指導(放課後学習会)の実施			第２回クローズアップ委員会 地域訪問 人権教育・道徳年間計画
	◆人権・総合(生活)「運動会に向けて　～友だちと協力しよう～」			在日外国人籍児童担任者会
６月	●個人懇談 ◆社会見学４年(原田下水処理場・クリーンランド)			第3回クローズアップ委員会 （学級の点検と共有）
	◆「いまどんなきもち？」	◆総合３年「校区探検」 ◆総合４年「ごみと水」	◆人権・総合「SNS について知ろう」	市人研 支援教育全体会
７月	◆1 学期の振り返り（キャリアパスポート）と学級点検 ◆学校生活アンケート① ●◆「たんぽぽの会」親睦会			集団づくり全体会 市）いじめ状況調査校内 第４回クローズアップ委員会 市人研夏季研
	◆人権「いいところさがし」	◆総合４年「パッカー車体験学習」	◆人権・総合5年「林間学舎に向けて」 ◆人権・総合６年「修学旅行に向けて」	学校生活アンケート・キャリアパスポートの分析
８月	◆夏休み学習会・図書館開放　　◆2 学期の目標づくり			ジェンダー平等研修 大人教夏季研
９月	◆平和学習月間 ◆「平和資料展示」の見学			第５回クローズアップ委員会 （二学期の目標・進捗状況の点検） 園訪問
	◆人権「平和学習」	◆人権・総合「平和学習」	◆林間学舎(滋賀県・琵琶湖)	
10月	◆校外学習 ●オープンスクール			第６回クローズアップ委員会 園訪問
	◆人権「友だちの“すごいね”をさがそう」	◆総合「地域学習」	◆修学旅行(広島)	
11月	●◆教育アンケート（全学年の保護者＋4～6 年生児童対象） ◆学習発表会（集団づくり） ●個人懇談			第７回クローズアップ委員会 校区人研 全人教大会
	◆人権・総合(生活)「学習発表会に向けて」			
12月	◆2 学期の振り返り（キャリアパスポート）と学級点検 ◆学校生活アンケート②			第８回クローズアップ委員会
	◆生活「異学年交流」	◆人権３年「盲導犬」	◆人権「ジェンダー平等」	市）いじめ状況調査
１月	◆3 学期の目標づくり ◆園児の小学校見学 ●新入生保護者説明会			第９回クローズアップ委員会
	◆人権１年「私の生まれた時」「命の授業」	◆人権４年「二分の一成人式」	◆6 年「中学体験授業」	教育アンケート分析
２月	◆6 年生を送る会 ◆人権参観と人権懇談			幼保小 引き継ぎ交流会 第10 回クローズアップ委員会
	◆生活「小学校の紹介」	◆人権「命の授業」	◆6 年「3 小交流会」	小中　引き継ぎ交流会
３月	◆3 学期および１年間の振り返り（キャリアパスポート）と学級点検 ◆学校生活アンケート③			第 11 回クローズアップ委員会 在日外国人籍児童担任者会 集団づくり全体会
	◆幼保小新１年体験入学	◆総合・道徳４年 「To you」を使って	◆人権学習「進路･卒業」	市）いじめ状況調査
通年	◆委員会活動　◆クラブ活動　◆縦割り清掃　　◆日記･あのね帳 ◆WS「いまどんなきもち」　◆いいところさがし　◆フィッシュボーン図朝会 ◆生活連絡会（1 回/月）　◆異学年交流			関係機関との連携 学級点検　教育相談

5　取組状況の把握と検証

クローズアップ委員会は、早急ないじめの状況把握と対処を行うことを基本とする。また、必要に応じて、うまくいかなかったケースの検証や学校基本方針の見直しなども行う。

第２章　いじめ防止

1　基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめへの対応は一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、情報を共有し、全教職員で組織的に対応することが必要である。また、いじめの有無や事実確認などを組織的に対応するため、平素からこれらの対応の在り方について、全教職員で共通理解を図る必要がある。さらに、重要な事案については、管理職は関係機関と連携し対応していく。

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できる学校づくりを進めていくことから始めます。本校では、「めざす子ども像」として①自分を認める子ども②他者と関わる子ども③学びを楽しむ子ども④健康でねばり強くやり遂げる子ども、以上４点を掲げている。この観点を常に意識させながら全ての学校活動のなかで、いじめ防止の取り組みを推進していく。

2　いじめ防止のための措置

⑴　平素からいじめなどについての共通理解を図るため、週に１回学年会を設置し、子どもの情報交換をする。また、クローズアップ委員会を月１行い、情報共有と取り組みを検討する

⑵　いじめ防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、分かりやすい授業づくりを進めることが重要である。そのため、本校では、自ら考え、伝え合い、ともに学び合う力を育てる国語の授業づくりを重点目標に置き、研究授業や研修会を持ち、指導力向上に努める

⑶　いじめに向かわない態度・能力を育成するために、教育活動全般に通じた、人権教育や道徳教育の充実により、児童の社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を認め、お互いの人格を尊重する態度を養う

⑷　運動会や学習発表会などの学校行事を通して、一人ひとりの児童が力を合わせ、集団活動の楽しさを味わい自己肯定感を育む。また、委員会活動や学級の役割などを通して人に役に立ちたいと思う心を育てる

⑸　学級作りの基本に、「互いを認め合いともに学び合う中で、自尊感情を育てる」ことを目標に置き、いじめを許さない集団づくりを推進していく

第３章　早期発見

1　基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

いじめは校内外を問わず行われたり、ふざけや遊びを装って行われたりすることなど、大人が気付きにくく判断しづらい状況で行われることが多いことを教職員は認識したうえで、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく、アンテナを高く保ち子どもの変化や信号を見落とさないように意識し、教職員で情報を共有することが重要である。

2　いじめの早期発見のための措置

⑴ 子どもの変化やサインに気付くため、普段から子どもの実態把握に努める。さらに、何気ないあいさつや声かけをすることにより、子どもとコミュニケーションを取ることを心がけ、些細な変化も見逃さない感性を養う。

⑵ 保護者と連携して児童を見守るため、日頃から子どもの学校の様子を報告し合える関係を作っておく。

⑶ 相談体制として、本校に、いじめの相談窓口を置き、担当を教頭とする。教頭は窓口に入って来た情報を児童サポート委員会で共有する。また、中学校に配置されているスクールカウンセラーを子どもや保護者に紹介し、積極的に活用する

第４章　いじめに対する措置

1　基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因･背景を把握し指導に当たることが、再発防止のために大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2　いじめ発見・通報を受けたときの対応

⑴ いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

⑵ 教職員は一人で抱え込まず、速やかに生活指導担当者に報告し、クローズアップ委員会で情報を共有する。そして、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

⑶ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

⑷ 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会うなど、丁寧に行う。

⑸ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3　いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、管理職が中心となって対応する。

4　いじめた児童への指導又はその保護者への助言

⑴ 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

⑵ 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し協力を求め、継続的な助言を行う。

⑶ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5　いじめが起きた集団への働きかけ

⑴ いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせるため、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

⑵ いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。

運動会や宿泊行事、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6　ネット上のいじめへの対応

⑴ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、管理職と対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

⑵ 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、外部機関と連携して対応する。

⑶ クラス（学年）への指導として、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。